

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日につき			
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき			
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日につき			
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき			
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日につき			
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）	287	287			
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき		
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合	220	220			
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	163	163			
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1	-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）	3	-3	1回につき	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2		-2
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2	-2		
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	2	-2		
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算					
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算					
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算					
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき			
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき			
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき			
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき			
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき			
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき			
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき			
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき			
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	200			
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	100	1月につき		
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200			
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50	50	1回につき		
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	137/1000	加算	1月につき		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	100/1000	加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	55/1000	加算			
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	63/1000	加算	1月につき		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	42/1000	加算			
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		24/1000	加算			

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。